

●香川県告示第107号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、観音寺港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
観音寺	基点第1号から317度13分43秒に引いた線、基点第1号から基点第5号までを結んだ線及び基点第5号から354度26分50秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	四等三角点港（北緯34度07分34.7278秒、東経133度38分05.3792秒）から192度13分19秒、807.81メートル、観音寺市風瀬町3番地先の表示杭
第2号	基点第1号から264度27分02秒、129.96メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第3号	基点第2号から255度55分05秒、6.71メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第4号	基点第3号から215度11分07秒、18.19メートル、観音寺市風瀬町9番1地先の表示杭
第5号	基点第4号から264度27分02秒、11.50メートル、観音寺市風瀬町16番地先の表示杭